平成２４年（フ）第８２号
熊本県玉名市山田2042番地５
債務者　宮本　啓代
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３６２号
沖縄県糸満市字糸満1107番地
債務者　饒波　力也
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４５５号
沖縄県豊見城市字高嶺446番地55　豊見城団地市改良住宅Ｂ―310号
債務者　前原　　淳
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９８４号
名古屋市緑区鳴子町４丁目56番地　鳴子団地14棟303号
債務者　佐原　従道
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２００７号
名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地８棟101号
債務者　村田　康彦
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０２７号
名古屋市西区長先町270番地の２　グリーンシティ長先403号
債務者　新保　英達
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０４７号
愛知県弥富市平島町中新田170番地１　レジアスハイム遼仙Ⅱ205、従前の住所愛知県弥富市前ケ須町勘助走34番地１　アトレＣ―１
債務者　武田ゆかり（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９２号
熊本市東区長嶺南４丁目12番82―205号　コーポ田代
債務者　本郷　紀子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２４号
熊本市北区武蔵ケ丘２丁目７番１号
債務者　高本　　光
１　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
長崎県雲仙市国見町神代辛61番地10
債務者　仲山　道人
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2859番地
債務者　堂園　幸一
１　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
鹿児島県霧島市国分剣之宇都町176番地ピアレージュ剣之宇都106
債務者　唐仁原亜衣（旧姓角園）
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２００６号
愛知県小牧市常普請３丁目115番地　ラ・メゾン勝建308号
債務者　鍛冶　輝雄
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１３号
宮城県塩竈市錦町６番２―502号　錦町マンション梵
債務者　芳賀　志郎
１　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３１号
仙台市宮城野区安養寺１丁目11番11号、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘３丁目30番12号
債務者　黒澤　正勝
１　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
仙台市宮城野区安養寺１丁目11番11号、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘３丁目30番12号
債務者　黒澤ひろ子
１　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
茨城県かすみがうら市下稲吉1713番地１　コージーコートＢ―102、前住所茨城県かすみがうら市下稲吉1936番地６
債務者　橋本　敏和
１　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係